

【二二五】死致者ノ靖国神社合祀ニ関シ特別輸送艦船臨時乗組員ニ対スル説明要旨（昭和二十一年一月二十七日）

死致者ノ靖国神社合祀ニ關シ特別輸送艦船臨時乗組員ニ對スル説明要旨

昭和二十一年一月二十七日 扶助業務部 總務課

一、靖国神社ノ今後

靖国神社ハ近々靖国廟宮ト改メテ一般遺族ヲ中心トスル團體ノ運営ニ依リ祭祀ヲ存續セラルコトニ決定シアリ

二、大東亞戰爭並ニ滿州、支那事變ニ關シ昭和二十年九月二日迄ニ死致シタル左記該當ノ軍人軍屬ノ英靈ハ昭和二十年十一月舉行セラレタル靖国神社臨時大招魂祭ニ於テ同神社招魂殿ニ招魂鎮坐セラレアリ之等ノ英靈ハ個々ニ慎重ニ調査シ本年四月以後ノ例大祭執行ニ先タチ逐次本殿ニ合祀セラレコトニ勅許アラセラレ目下復員省業務局扶助業務部ニ於テ銳意詮議中ニシテ調査済ノ英靈ヨリ逐次本春以後合祀セラレ、管ナリ、

左記

- 1、戦死、戦傷死者
 - 2、戦地（事變地ヲ含ム以下同シ）ニ於テ罹病シ戦地ニ於テ死致セル者（輸送途中ヲ含ム以下同シ）
 - 3、戦地ニ於テ罹病シ内地ニ還送後死致セル者但シ發病後三年ヲ經過セル者ヲ除ク
 - 4、戦地以外ノ地ニ於テ戰爭（事變ヲ含ム以下同シ）ニ關スル特種ノ勤務ニ服シ之カ爲傷痍疾病ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ死致セル者
- 尙昭和二十年九月三日以後死致セル者（九月二日前ノ戦地勤務死セル者等ヲ謂フ）ハ別途ニ詮議セラレ、豫定ナリ
- 三、合祀者ノ合祀上申手續
- 従前ハ死致時ノ所屬部隊長カ其直屬上官ヲ經テ陸軍大臣宛上申ヲ本則トナリシモ終戦後ハ死致時ノ本籍地所管ノ地方世話部長ガ第一復員大臣宛ニ上申スルコトニ定メラレ目下各地方世話部ニ於テハ部隊ノ引繼、通報書類其他ニ基キ調査上申中ナリ尙諸種ノ關係ノ不明瞭ノ分ハ一般地方官廳、遺族其他ト連絡シ善處シツ、アリ

【二二六】今後ノ業務處理方針（昭和二十一年四月十二日）

今後ノ業務處理方針 昭和二十一年四月十二日

一、合祀

特ニ大ナル狀勢變化無キ限リ従前ノ標準ニ依ル有資格者ヲ昭和廿五年四月迄ニ合祀手續完了ヲ目途ニ死致ノ確度ニ不安無ク且戦役事變動務ニ關聯疑ヒ無キモノハ活潑ニ其他ハ慎重主義ヲ以テ處理ス

二、祭案

遺骨ノ交付時機ニ適応セシムル爲メ拙速主義ヲ以テ處理ス

【二二七】復員留守業務規程（昭和二十一年四月十五日一復第七四四号）

一復第七四四號

復員留守業務規程

昭和二十一年四月十五日第一復員省調製

復員留守業務規程目次

第一章 總則	一
第二章 人員ノ掌握	四
第三章 死亡者、生死不明者等ノ取扱	七
第四章 歸還者ノ取扱	一五
第五章 扶助業務等ノ處理	一八
第六章 俸給、給料等ノ留守宅渡	二六
第七章 雜則	二九
附則	三〇
様式第一 部隊人員調査表	三三
様式第二 身上申告書	三三
様式第三 死亡者、生死不明者覺書	三四
様式第四 抑留者等	三四
様式第四其一 死亡者連名簿	三五
様式第四其二 生死不明者連名簿	三五
様式第五 死亡報告書	三六
様式第六 死亡告知書	三六
様式第七 死亡證明書	三六
様式第八 死亡者、生死不明者原簿	三七
様式第九 將校名簿	三七
様式第十 除隊、召集解除者連名簿	三八
様式第十一 患者名票	三九
様式第十二 兵籍異動通報	三九
様式第十三 雇員遺族扶助料委囑書	四〇

樣式第十四其一 事實證明書……………五
 樣式第十四其二 死亡證明書……………五
 樣式第十五 功績資料……………五
 樣式第十六 遺骨、遺留品名簿……………五
 樣式第十七 靈 璽……………六
 附錄 第一 第一復員局關係機關所在地一覽表
 (除地方世話部)……………六
 附錄 第二 第一復員局關係機關所在地一覽表
 (地方世話部)……………六

復員留守業務規程

第一章 總 則

第一條 本規程ハ今次戰爭ノ終戰ニ伴ヒ外地北海道、本州、四國、九州各本島、瀬戸内海ノ島嶼以下同シヨリ歸還復員スル陸軍部隊(軍人、軍屬)ノ留守業務實施及之ニ關聯スル事項ヲ規定ス

第二條 本規程ニ謂フ留守業務トハ外地部隊所屬軍人、軍屬ノ掌握當該部隊ノ各個人ニ付身上特ニ生存、死亡、生死不明等ノ區分ヲ確實ニ把握スルヲ謂フ、死亡者、生死不明者、扶助業務(遺骨、遺留品、靖國神社祀手續、祭料、慰靈祭、紋位、紋勳、恩給、功績等)及留守宅渡等ニ關スル事項ヲ總稱ス

第三條 留守業務ヲ的確、迅速ニ處理シ軍人、軍屬、留守宅家族、遺族ノ處遇ニ遺憾ナカラシムルハ實ニ皇軍有終ノ美ヲ濟ス所以ノ道ニシテ又國家國民ノ總意ヲ顯現スル所以ノ道ナリ苟クモ留守業務ノ處理ニ當ル者ハ其ノ意義ヲ銘肝シ之ガ處理ニ遺憾ナカラシメ特ニ事務ヲ民意ニ反映セシムルニ努力スルヲ肝要トス

第四條 留守業務ニ關シ復員部隊及關係各機關ハ概要左ノ任務ニ服スルモノトス

- 一 復員部隊
 - 部隊所屬軍人、軍屬ノ掌握及之ニ伴フ扶助業務關係書類(資料)其ノ他關係書類ノ整備及之ガ關係機關ヘノ報告通報等留守業務關係ノ基礎ノ事項ヲ處理ス
- 二 復員連絡局
 - 上陸地支局及殘務整理部ヲシテ左ノ事項ヲ處理セシムルノ外其ノ關係スル留守業務ヲ統制シ所要ノ監督指導ヲ爲ス

- (イ) 上陸地支局
 - 歸還船艇内及上陸地ニ於ケル復員部隊ノ行フ留守業務關係事項ヲ援助(指導)スル外建制ヲ維持セズシテ歸還スル軍人、軍屬ニ關スル留守業務關係事項ヲ復員部隊長ニ代リ處理ス
- (ロ) 殘務整理部
 - 復員完結迄ニ完了セザリシ復員部隊擔任ノ留守業務關係事項ヲ繼承處理ス
- 三 留守業務局
 - 外地部隊ノ留守名簿ヲ保管整備シ關係機關ヲ指導(關係機關ト連絡)シ外地部隊所屬ノ軍人、軍屬ノ狀況ヲ明カニシ其ノ最終ノ整理ニ任ズル外別ニ示ス部隊ニ付復員部隊及殘務整理部ニ相當スル業務ヲ處理ス
- 四 地方世話部
 - (イ) 管内ニ本籍ヲ有スル軍人、軍屬及軍人、軍屬タリシ者ノ兵籍、文官名簿及所要ノ者ノ功績名簿ヲ所管整理シ扶助業務ヲ處理ス
 - 前項ノ兵籍、文官名簿ノ整理ハ扶助業務處理上必要ナル者ニ限り實施スルモノトシ其ノ他ニ付テハ兵籍、文官名簿ノ資料及現ニ有スル兵籍、文官名簿ヲ保管スルニ止ムルコトヲ得
 - (ロ) 管内ニ本籍ヲ有スル軍人、軍屬及軍人、軍屬タリシ者中所要ノ者ノ死亡、生死不明等ニ關スル報告、通報ニ關スル事項ヲ處理ス
 - (ハ) 扶助業務ニ關スル事項ヲ處理ス
 - (ニ) 管内ニ居住スル軍人、軍屬除クテノ留守宅ニ對スル俵給、給料等留守宅渡ニ關スル事項ヲ處理ス
 - (ホ) 管内ニ居住スル復員軍人、軍屬除クテノ復員時ニ於ケル未拂諸給與金等ノ支給ヲ行フ

第五條 本規程中部隊長ト稱スルハ特ニ示スモノノ外獨立部隊長其ノ職權ヲ代行スル者ヲ含ム、トシ部隊長以下全員死亡シタル部隊ニ在リテハ其ノ直屬上級部隊長又ハ指定セラレタル者トシ

當該部隊復員完結後及建制ヲ維持セズ歸還スル部隊ニ在リテハ殘務整理部長(昭和二十一年四月六日ニ適用ス但シ殘務整理部設置前ニ在リテハ留守業務局長ニ適用スルモノトス)
 第六條 本規程中徵集(任官)年、役種、兵種、官等級トアルハ特ニ示ス場合ノ外軍屬ニ在リテハ其ノ身分雇傭人ニ在リテハ其ノ種類及級俸(月給額)トス
 第七條 領土ノ歸屬不明ナル地域ニ本籍ヲ有スル者ノ留守業務處理ニ關シテハ本規程中特ニ示スモノノ外別ニ規定スル所ニ據ルモノトス

(略)

第五章 扶助業務等ノ處理

第三十二條 扶助業務ハ一般國民特ニ復員軍人、軍屬、遺族、留守宅家族ニ對スル精神の物質的影響大ナルヲ以テ是等ノ處理ハ最モ慎重の確且迅速ヲ期シ一人ト雖モ不遇ノ者ナカラシムルヲ要ス

第三十三條 部隊長ハ左ノ資料及書類ヲ成ルベク速カニ本籍地地方世話部長ニ送付(死亡者、生死不明者ニ關スルモノハ第十五條ニ據リ復員廳總裁ノ認可アリタル場合ノ外留守業務局長經由)スルモノトス

- 1 生存者ニ關スルモノ
 - 戰時名簿樣式第十二ニ準シ末尾ニ功績、紋位、紋勳資料ヲ記入ス
 - 戰時名簿ヲ携行歸還セザル部隊ニ在リテハ兵籍異動通報(第十二樣式)、建制ヲ維持セズ歸還セル者ニ在リテハ第十一條ノ身上申告書トス
- 2 入院患者及生存者中必要ナル者ニ關スル功績名簿
 - 功績名簿ヲ有セザル部隊ニ在リテハ戰時名簿、兵籍異動通報若クハ身上申告書ヲ以テ代用スルコトヲ得
- 3 紋位上申資料(昭和二十年八月以降資格到達ノ分)
 - 特ニ現地軍司令官ノ任官進級セシメタルモノハ任官及進級年月日ヲ記入ス
- 4 紋勳上申資料(昭和十九年十二月以降資格到達者ノ分)
- 5 紋位紋勳有資格者ニシテ上申ヲ不適當ト認ムル者ニ關スル理由書
- 6 傷病恩給ニ必要ナル證據書類

- (イ) 現認（事實） 證明書 二部 用紙不足ノ場合ハ
病名決定（改正、兼 一部ニ止ムルコト
發、轉症） 證明書 二部 ヲ得
- (ハ) 勤務日誌（航空、戦車及不健康業務勤務者ノミ）
一部

二 死亡者ニ關スルモノ

- 1 戦時名簿及死亡者連名簿
戦時名簿ヲ携行歸還セザル部隊ニ在リテハ第十五條ノ死亡者連名簿ノミトス
- 2 紋位上申資料
生存者ニ準ズルモノ申ノ要否及資格到達年月ノミヲ記入ス
- 3 證據書類
(イ) 死亡ノ事實ヲ證スル公ノ書類三部 用紙不足ノ場合ハ
現認（事實） 證明書 三部 ヲ得 一部ニ止ムルコト
- 4 靖國神社祀ヲ不適當ト認ムル者ニ關スル理由書
雇員傭人扶助令ニ示ス遺族扶助料委囑書（様式第十五）
- 5 本籍地地方世話部長ニ委囑スル場合調製ス
- 三 生死不明者ニ關スルモノ
- 1 戦時名簿、生死不明者連名簿及生死不明者調査ノ戦時名簿ヲ携行歸還セザル部隊ニ在リテハ第十五條ノ生死不明者連名簿及同調査ノミトス
- 2 第三十七條第一號第四項ノ功績資料
- 3 第一號ノ3、4、5、6ノ書類
- 4 第二號ノ5ノ書類
- 第三十四條 本籍地地方世話部長ハ兵籍、文官名簿若クハ戦時名簿、所要ノ功績名簿、兵籍異動通報、身上申告書並死亡者、生死不明者原簿及死亡者、生死不明者連名簿ヲ保管整理シ通常左ノ扶助及給與事項ヲ處理スルモノトス
- 一 生存者ニ關スルモノ
- 1 紋位紋動ノ上申、取消又ハ身上異動報告
- 2 傷病恩給及文官恩給等ノ處理
- 3 削除（正誤）
- 4 支給廳ニ對スル留守宅渡ノ停止手續（速カニ）
- 5 其ノ他ノ扶助關係事項ノ處理
- 二 死亡者ニ關スルモノ
- 1 紋位紋動ノ上申、取消又ハ身上異動報告

- 2 第三十七條第三號ニ據ル在郷死歿者中今次戦争ノ有功績者其ノ他所要ノ者ニ關スル功績上申及賞賜物件ノ交付
- 3 靖國神社祀有資格者ノ調査及合祀手續
- 4 祭料拜受手續
- 5 扶助料等ノ請求手續
- 6 慰靈祭ノ實施、遺骨、遺留品ノ傳達
- 7 削除（正誤）
- 8 削除（正誤）
- 9 支給廳ニ對スル留守宅渡ノ停止手續（第十八條ノ抑留者又ハ處刑者ニ付亦同ジ）
- 10 遺族ノ弔問、弔慰金ノ支給
- 11 雇員傭人遺族扶助料ノ支給（部隊長ヨリ委囑セラレタル場合トス）
- 12 其ノ他ノ扶助關係事項

三 生死不明者ニ關スルモノ

- 1 生死不明者若クハ死亡確認ニ伴ヒ夫々前記ノ業務ヲ處理ス
- 第三十五條 第三十三條ノ證據書類ノ調製上著意スベキ事項左ノ如シ
- 一 現認（事實） 證明書
公務ニ基因スルヤ否ヤヲ判定シ得ル如ク具體的ニ記述シ當事者以外ノ者ニ於テモ顛末ヲ容易ニ諒解シ得ル如ク記述スルヲ要ス尙指定地流行病ニ對シテハ其ノ地域内ニ於テ當該流行病ニ罹リタルコトヲ明記スルモノトシ細部ハ適宜省略スルコトヲ得現認（事實） 證明書ハ通常現認證明書又ハ事實證明書ノ内何レカ其ノ一ツヲ調製スルモノトシ其ノ調製區分ハ左ニ據ルモノトス
- (イ) 現認證明書ノミニテ可ナル場合
第三十八條 遺骨^{遺骨}、遺留品^{遺留品}ハ死亡者及其ノ遺族ニ對スル道義ニ基キ特ニ懇切確實ニ取扱フモノトシ概ネ左ノ各號ニ據リ處理スルモノトス
- 一 復員部隊（復員者）ハ遺骨ヲ還送（携行歸還）スルニ方リテハ適宜ノ箱（袋）等ニ收納シ通常遺留品ト共ニ携行ス前項ノ收納箱等ニハ各、見易キ位置ニ所屬部隊、死亡後ノ官等級、氏名、本籍地ヲ明記スル外遺骨、遺留品名簿（様式第十六）^{遺留品}、遺留品^{遺留品}ハ遺骨、遺留品名簿三通ト共ニ上陸地ニ於テ通常上陸地支局長確實ニ之ヲ受領シ遺骨、遺留品

- 名簿一通ヲ添へ通常復員連絡局ヲ經テ各、本人ノ本籍地地方世話部ニ護送シ確實ニ引繼グト共ニ遺骨、遺留品名簿一通ヲ留守業務局ニ送付^{留守業務局}、遺留品^{遺留品}ハ直接其ノ現住地地方世話部ニ送付シ本籍地^{地方世話部}ニ但シ左ノ上記地域ニ本籍ヲ有スル者ノ遺骨、遺留品ハ下記地方世話部ニ送付ス
- 樺 太 旭川地方世話部
- 沖繩 縣 熊本地方世話部
- 朝鮮、臺灣 福岡地方世話部

二 遺留品

- 遺族ノ現住地地方世話部ニ遺骨、遺留品ヲ送付スル場合ニ在リテハ當該者ノ遺骨、遺留品名簿ヲ新タニ調製シテ遺族ノ現住地所管ノ地方世話部ニ送付シ前項ニ依リ留守業務局及本籍地地方世話部ニ送付スル名簿ニハ適宜ノ位置ニ其ノ旨記入ス
- 本籍地、留守擔當者ノ住所共ニ不明ナル者ノ遺骨、遺留品ハ上陸地最寄地方世話部ニ送付シ當該地方世話部長ハ別ニ定ムル所ニ據リ之ヲ處理ス
- 三 遺留品^{遺留品}ヲ受領セル地方世話部長ハ遺骨箱^{遺留品}ニ遺留品^{遺留品}ヲ正中央ニ置キ、遺留品^{遺留品}ハ之ニ收納シ上保管シ通常慰靈祭實施後遺族ニ傳達ス但シ遺族ガ所管外ニ居住シ其ノ居住地所管地方世話部ニ於テ受領ヲ希望スルトキハ前號ニ準ジ當該地方世話部ニ送付ス又前號ニ據リ直接留守擔當者ノ居住地所管地方世話部ニ送付セラレタルモノニ在リテハ本籍地地方世話部ニ公報發令ノ有無ヲ確メタル後遺族ニ傳達ス
- 四 遺骨無キ者ニ付テハ遺留品ノ一部ヲ、遺骨、遺留品共ニ無キ者ニ付テハ靈柩（様式第十七）ヲ遺骨箱ニ收納ス
- 五 前各號ノ外遺骨、遺留品ノ鐵道輸送等ニ關シテハ昭和二十一年四月十五日一復第七四三號國內遺骨輸送ニ關スル件ニ據ル
- 第三十九條 地方世話部長ハ公報後成ルベク速カニ遺族ヲ弔問シ又ハ悔狀ヲ送付スルモノトシ同時通常別ニ定ムル所ニ據リ弔慰金ヲ供スルモノトス
- 第四十條 慰靈祭ハ通常死亡當時軍人及軍屬（死亡時軍屬ニ採用セラレタル者ヲ含ム）タリシ者ニシテ戦死、戦傷死、準戦傷死、戦病死、公病死セル者ニ付實施スルモノトシ遺骨、遺留品ヲ遺族ニ傳達スル地方世話部長ニ於テ嚴肅トシ執行スルモノトス但シ地方世話部長ハ慰靈祭ヲ省略シテ遺骨傳達式ヲ實施シ又ハ市町村ニ於テ實施スル慰靈祭ニ代拜者ヲ差遣スルニ止ムルコトヲ得

慰靈祭ノ實施要領ハ克ク地方ノ實情ニ即應セシメ神式、佛式等適宜ノ方法ニ據リ英靈ヲ慰メ遺族ヲシテ衷心ヨリ満足セシムルニ遺憾ナカラシムルモノトス

第四十一條 地方世話部長慰靈祭ヲ執行スル場合ニハ復員廳總裁ノ代拜ヲ行フモノトス

東京ニ於テ執行スル慰靈祭ニハ復員廳總裁參列シ又ハ其ノ代拜者ヲ差遣ス之ガ爲東京地方世話部長ハ成ルベク速カニ執行ノ日時場所及死亡者ノ官氏名ヲ報告スルモノトス

第四十二條 前各條ノ外慰靈祭執行ニ要スル經費其ノ他ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ據ルモノトス

第四十三條 地方世話部長ハ慰靈祭實施ト同時ニ通常左ノ處理ヲ爲スモノトス

一 祭料ノ傳達

二 葬祭料、死亡賜金及遺族出張旅費等ノ支給

三 要スレバ遺族運賃割引證ノ交付

第四十四條 地方世話部長ハ所管外ニ本籍ヲ有スル者ニ付遺骨遺留品、慰靈祭等ニ關シ前諸條ノ事項ヲ處理シタルトキハ其ノ旨ヲ本籍地地方世話部長ニ通報スルモノトス

(以下略)

【二二八】靖国神社合祀者の調査に関する件連絡（昭和二十一年六月五日）一復業合第三号第一復員省業務部長倉本敬次郎宛地方世話部長宛

一復業合第三號

靖国神社合祀者の調査に関する件連絡

昭和二十一年六月五日

第一復員省業務部長 倉本敬次郎

地方世話部長殿

首題の件に關しては成るべく速かに調査の上合祀手續を爲し、英靈の忠死に應へ且つ遺族を慰め度い方針の下に、客年末より申告を求めたものを（三月十五日迄に到着のもの）本春合祀手續の爲一應詮議せられた處其の結果は別紙第一のやうな事由で一時保留の、やむなきものが多數あつたのは寔に遺憾に堪へない次第であるが、死歿と認定せられたものが多數生還して來る現況等に照し諒察せられ度い

尙今後の調査及申告票の記載方に關しては、別紙第二を参照の上、正確なる申告票を速かに提出せらるゝやう、更に一段の協力方配慮煩し度い

追て一時保留の分は目下再審議中であるから、その結果再調査を要する分は主任者より逐次返送又は照會の予定である

尙今秋合祀手續の分は八月中旬頃より逐次内報の予定であるから、之等のものの、うち生還或は重復者等を厳に調査せられ生還者にして合祀せられ又は重復合祀せらるゝ事なき様特に注意せられ度く申添へる

連絡先

各地方世話部

【二二九】別紙第一 合祀保留の主なる理由（昭和二十一年六月五日）

別紙第一

合祀保留の主なる理由

一、生存者を誤つて合祀しないこと。

従前以上慎重な、態度で詮議した。死歿者であつて生存歸還の報告を接受したものは二、〇〇〇余件であつて、そのうち合祀申告の取消報告は一三九件に達してゐる。

之が爲左記該當の者は一應保留し更に詮議することにした。

イ、戦死確認（認定）者
ガ島、マリアナ、アッツ等に於ける玉碎、海歿、航空自爆等のやうなもの

ロ、戦死と断定せられてあるが、戦局、戦況の實相上屍体の判別、又は収集整理等が充分に實施困難と認められる部隊或は場所、時期に屬するもの

ハ、遺族又は市（區）町村長等に於て遺骨未領又は内報は受理してゐるが公報を受領してゐないと稱するもの

二、死因が戦役（事變）勤務と關聯性乏しいもの、特に單なる内地（特定地域の戦地適用期間のものを除く）勤務の死歿者は嚴選を要するので一應保留した。

三、死因は戦役（事變）勤務と關聯があると一應認められるが、不適格者の疑ひあるもの、即ち恩典未發令又は全く無いもの（共に主として死歿年次の古いもの）或は年限其他の條件は可能のやうであるが、死歿時進級してゐないもの等は一應保留した。

四、昭和二十年死歿者

死歿後滿一ケ年間は「神」となられないと謂ふ神祇上の慣習に從つたこと。（大祭期日の繰上げを予想せられたので一應全部）

五、其の他一般に申告票の記載事項が不備で前各號の判定が困難なものは保留した。

【二三〇】別紙第二 靖国神社未合祀者の調査及申告上の注意事項（昭和21年6月5日）

別紙第二

靖国神社未合祀者の調査及申告上の注意事項

- 一、申告票は一般に市（區）町村長或は遺族より發動せしめな
いのを本則としてゐるが、資料等不足又は不正確な分は現況
に應じ活潑に市（區）町村長或は遺族に發動せしめ生還者申
告、重複申告なき様せられ度い。
- 二、市（區）町村長等より提出する申告票は責任ある諸官に於
て厳密に査定し遺憾の無いやう注意せられ度い。
- 記載事項の内容を點檢せず單に記載洩の有無のみを一瞥した
と思料せられるもの或は殆んど白紙に近きものを其の内容も
點檢せず取次ぎしたと思料せらるゝものが多い不備な分は市
（區）町村長に再調せしめるか、又は世話部に於て判明した
事項は責任ある修正を爲し、完備を期せられ度い。
- 三、調製者の署名捺印は市（區）町村長（遺族）の調製に係る
分は該市（區）町村長のものを使用するが世話部調製の場合は
部長のみでよい。又部長の職印のみを使用せらるゝ向もある
が責任者の側印を押捺せられ度い。
- 四、重複合祀防止に協力せられ度い。
- 既に合祀済の者を申告せるもの（遺族或は市（區）町村長の
發動に依る申告にも多い）或は申告票を提出し數日を経て復
び同一人の申告票を提出するもの又本籍と現住地の双方より
申告するが如きものがある。之等に就ては發見の都度報告せ
られる向もあるが既合祀者及び申告済の者の調査書類を完備
し充分注意せられ度い。
- 尙死歿後轉籍したものは、死亡時の本籍所管世話部で担任せ
られ度いこの場合は新、舊の本籍を記載すると共に新本籍所
管の世話部に申告済の旨通報せられ度い。
- 五、生存歸還せる場合は成るべく速かに報告せられ度い。特に
大祭切迫せる場合に於て然りである。要すれば書類と同時に
電報せられたい（参考Ⅱ今秋例大祭（合祀祭）は從來通十月
二十二日から執行せられる予定）
- 六、用紙は成るべく標準型（本省送付の分）の廣さのものを使
用せられ度い、又紙不足の折柄裏紙を再用せられることは差

支ないが粗野に過ぎるもの或は紙質の甚だ弱いものは避けら
れ度い。

- 七、海軍所屬のものは申告を要しない。（既に提出のものは返
戻しないから承知せられ度い）
- 八、他の關係書類を照合すれば直ちに判然する様な事項を調査
困難或は不明と書き連ねて在るものが相當に多い内容の各記
載事項は極力充足せられたい。
- 九、各欄の記載方に就て

- 1、官等欄
イ、略記法不充分的のことが多い。
今後略記せず正式に記載方を望む。
又免役後の死歿者は「元」と冠記せられ度い。
- ロ、死歿時進級せるものは必ず進級年月日の記載を勵行を
せられ度い。
- ハ、軍人と軍屬の双方の官等の記載を避けられ度い、軍人
の身分（經歷）を有するも、軍屬としての身分に於て
死亡せるものは、軍屬の身分のみを記載すること。
- ニ、軍屬は單に軍屬とせず努めて官（身分）を明記せられ
度い（陸軍司政官、陸軍屬、工員或は船員等）
- ホ、陸軍看護婦と救護看護婦の區分を判然と記載せられ度
い
- イ、尙日本赤十字社救護員（救護醫員、救護調劑員、救護
看護婦監督、救護書記、救護看護婦長等）は其の旨明
記せられ度い。
- ハ、他省派遣の官吏は本屬の官（身分）を併記せられ度い。
- 2、位、勳、功欄
既に行賞が發令せられて居るが記載漏が多い。
死歿時の行賞に於て單に賜金、賜杯のみの場合は其の旨
附記せられ度い
- 3、氏名欄
市（區）町村より申告の分は戸籍と照合せられてある筈
なるも、兵籍其他の書類と對照し誤りの在るものは調査
の上提出せられ度い。
- 4、生年月日欄
合祀資格判定上直接必要のない事項に屬するが、神社側
で祭神の記録保存の爲に必要としてゐるので記載せられ
度い。
某地方世話部は殆ど記載漏れである當事者の細心なる注
意を喚起せられ度い。

5、死歿區分

戰死、戰傷死、準戰傷死、戰病死の區分を明かにせられ
度い。又不慮の災難に依る死亡（準戰傷死）自殺等は特に
其旨を記載し參考事項欄に可及的詳記を望む。
尙戰死（病死）を認定した者は其旨明記することを勵行
せられ度い。

6、受傷（發病）年月日、場所欄

記載の無いものが多いが努めて記載せられ度い。特に還
送後死亡せるもの、千島、小笠原、南西諸島、台灣等の
如く戦地と指定せられた地域で發病した者は必ず記載せ
られ度い。

7、死歿年月日、場所、

イ、年月日の判讀に苦しむものが多い。又發病應召等の年
月日と違へたと思はれるものが極めて多い。

ロ、死歿場所は死歿歴日其他と共に死歿確度や戰役（事
變）勤務との關聯性を究明する上に重視してゐるが甚
だ粗略に取扱れてゐるものが多いのは遺憾である。即
ち

- A、全く記載無いもの、
- B、「ビルマ」、「支那」等と漠然と記載しあるもの
- C、前號と反對に細い地名のみを記載し、「ビルマ」か「泰
國」か判定に困るもの
- D、單に兵站病院、野戰病院とのみ記載し所屬軍師團號が判
然しないもの
- E、傷痍軍人療養所の名稱を脱落してゐるもの
- F、關東州内の死亡者を滿洲國と記載してゐるもの
等である。之等は可能範圍に於て詳記せられ度い。
- 野戰（兵站）病院、繙帶所等で死亡した場合は其地名の
外病院、繙帶所名を併記せられ度い、然し内地（朝鮮、
台灣を含む）陸軍病院（傷痍軍人療養所を含む）の場合
は其の住所は不用である。
- 8、應召（入營）年月日及部隊名
調査困難の分は省いても差支ないが死亡時の所屬部隊の
判らぬ者は必ず記載せられ度い。又軍屬は此欄に採用年
月日の記載を望む。
- 9、死亡時所屬部隊名
正式部隊名を成るべく使用せられ度い、又判明せぬ分は
不明と記載せられ度い。
- 10、外地出征の有無

外地で死歿したものは記載を要しないが、其他のものは必ず記載せられ度い。

11、特別賜金、行賞賜金下賜の有無及其金額欄

イ、生存中に下賜せられた行賞賜金は記載を要しない。

ロ、扶助料も記載せられ度い。

ハ、手続中の場合は其旨記載せられ度い。

ニ、手続未了か、又は申請したが未交付か、明瞭な缺くものが多く明かにせられ度い。

ホ、證書又は證券類は到着しないが發令のあつた場合は其旨記載せられ度い。

12、参考事項

イ、遺骨交附済か否かを特に記載せられ度い（遺骨無き爲靈璽を交付した場合は其旨）

ロ、遺族（市（區）町村）より合祀に關し照會したが未だ合祀せられてゐない場合は其旨記載せられ度い

ハ、受傷部位、又は病名（不慮死（準戦傷死）の場合はその原因）等資料あるものは詳記せられ度い

一〇、其の他

以上各項目の内容を彼此綜合觀察して詮議せられるのであるが、個々の人に依り項目中一或は二項目を缺くも（重要な事項を除く）詮議可能の場合もある、然し之等を各場面に應ずるやう細く區分するときは却て事務を繁雜に陥らす原因となるので一應劃一申告としてある次第である。従つて資料不足等の爲調査困難な事項は其旨記載して申告せられ度い。但し之等のものうち詮議の結果更に再調査を依頼することもある。

【一三一】靖国神社合祀業務及祭案料に就て（昭和21年6月28日）

靖国神社合祀業務及祭案料に就て 二一、六、二八 残務整理會同

一、終戦後の神社運営の概要

1、神社は本年二月一日一般神社と同様に宗教法に依る法人として新に發足し従前の陸海軍省（昭和二十年十二月以降は復員省）の管理を脱し文部省の管轄下に移つた

目下遺族其他に依つて神社の奉賛崇拜團體の結成機運が熟してゐる。之が結成の曉は之等外郭團體の後據に依り遺憾無く祭祀が行はれるものと推察せられる

2、今次戦争並に支那滿州事變に關し戦死、戦傷死又は戦地事變地等に於て傷痍疾病等に起因して、昭和二十年九月二日迄に死歿した軍人軍屬等が靖国神社未合祀者は勅許を得て、昨年十一月十九日より三日間臨時大招魂祭を舉行せられ英靈は目下同神社招魂殿に鎮座せられてゐる

尙之等祭祀者の個々の祭神名は今後逐次資格審査の上例大祭の都度本殿に奉還せられる。

3、個々の祭神名の調査は昨二十年十二月より逐次進捗し本年四月の例大祭に際しては一萬六千八百六十一名の新祭神を本殿に奉還せられた

秋期大祭に奉還せられる英靈に就ては目下業務部に於て鋭意調査を實施中であつて今後は合祀重複等の事故を避ける爲め當方より合祀者遺族に通報し重複の事實なきを確める筈であるから承知せられ度い

二、合祀手續の概要

終戦前は各部隊長より合祀手續するのを本則としてゐたが、終戦後は擧げて本籍地の聯隊區司令官（現在は世話部長）に於て調査の上別紙第一の様な申告票を第一復員局に提出し復員局に於て更に調査詮議の上有資格者を神社に通報してゐる、其の概要は別紙第二の通である尙終戦後死歿せる者に對しても別途に合祀詮議せらるゝ豫定である

三、参考事項

各地方世話部に於ては復員留守業務規程に依る各種資料及市

（區）町村、或は遺族に對し調査の上申告票を調製してゐる、従つて各軍、師團等の残務整理部に於ては特別に資料の通報を要しないが復員留守業務規程第三十三條第二號に掲げる合祀を不適當と認める者かあつた場合は其の理由を本籍地の世話部長に通報せられ度い

四、祭案料に就て

1、祭案料は戦役若は事變の爲め死歿したる左記該當の軍人軍屬に對し 天皇 皇后兩陛下より下賜せられてゐる

左 記

一、戦死者

二、戦傷者にして陸軍部内の診療施設に收容中死歿せる者

三、戦地又は事變地に於て戦傷以外の傷痍を受け又は疾病に罹り陸軍部内の診療施設に收容中死歿せる者

四、戦地又は事變地に於て行衛不明となれる者 但し死亡認定せられたる者に限る

2、終戦後皇室財産の凍結に伴ひ一時停止せられて居たか本年二月未解除せられ従前の通り下賜せられて來た、然るに最近では宮内省の都合（豫算、其の他を「マ」司令部と折衝中）に依り一時停止の様な状態であつて下賜の有無に關する態度に就ても未だ決定してゐないので従前の通り手續は活潑に進めてゐる

五、手續の概要

終戦前は各部隊長より左記事項を掲ぐる調査報告を陸軍省に提出し陸軍省に於て詮議の上宮内省へ手續してゐたか終戦後は擧げて本籍地の聯隊區司令部（現在は世話部）に於て調査の上復員局に提出してゐる。之等の調査資料は復員留守業務規定に依り左記事項に關し各方面から世話部に送達せられる

左 記

一、所屬部隊名

二、官 等 級

三、氏 名

四、死亡場所

五、死亡區分

六、死亡年月日

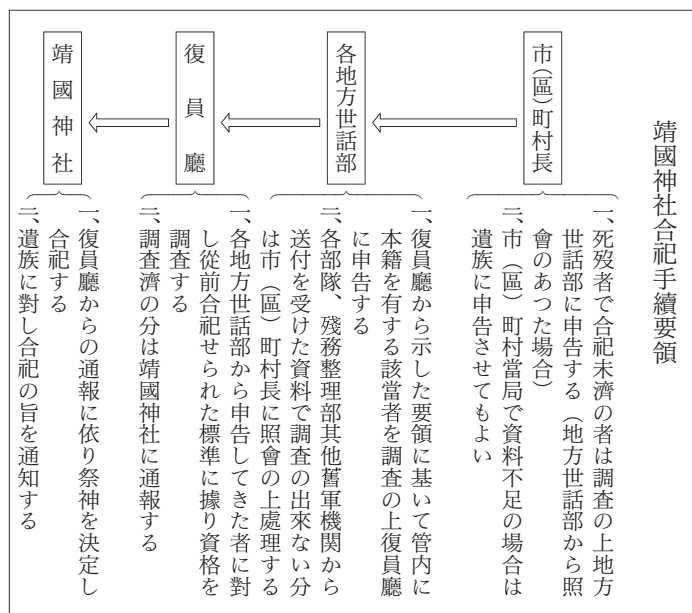
族	現住所	本籍	参考事項	特別賜金・行賞賜金 下附ノ有無及其金額	外地出征ノ有無	死亡時所属部隊名	應召（入營）部隊名	應召（入營）年月日	死歿		受傷（發病）年月日	死歿年月日	生年	等官	爵功勳位	氏名
									死歿場所	死歿年月日						

別紙第一

【二三一】別紙第一 靖国神社未合祀者申告票（昭和二十一年六月二十八日）

靖国神社未合祀者申告票

昭和 年 月 日	右ノ通相違無之候也
昭和 年 月 日	右ノ通相違無之候也



別紙第二

【二三二】別紙第二 靖国神社合祀手續要領（昭和二十一年六月二十八日）

【二三四】合祀班業務現況資料（昭和二・六、上奏資料）
（昭和21年6月以降）

合祀班業務現況資料（昭二一、六、上奏資料）

一、靖國神社合祀二就テ

イ、靖國神社へ合祀ハ毎年春秋二期ニ於テ合祀仰出サルル如ク手續シアル處終戦ニ伴ヒ一應昭和二十年九月二日迄ニ死歿（戦死、戦傷死、戦病死等）セル軍人軍屬ニ付大招魂祭ヲ舉行ノ儀 勅許アラセラレタルニヨリ昨年十一月十九日靖國神社権殿ニ招魂シ以テ英靈ヲ慰メ遺族ヲ安堵セシメ得タルモ之等個々ノ祭神ノ本殿へノ奉遷ニ關シテハ其ノ資格ニ關シ嚴重ニ調査詮衡ヲ要スルヲ以テ未合祀者ハ各地方世話部ヲシテ調査ノ上之ヲ本省ニ申告セシメアリ而シテ一部資料ノ焼失ニ伴ヒ地方世話部ニ於テモ調査困難ナルモノハ關係市（區）町村ニ必要事項ヲ照會シ萬全ヲ期セシメアリ

ロ、本省ニ於テハ之等ノ申告ニ對シ従前ノ合祀者トノ均衡上舊陸海軍ニ於テ定メラレタル資格審査内規ニ據リ調査詮衡シ合祀至當ト認メラルモノハ靖國神社例大祭ニ先タチ同神社ニ通報ス

ハ、本年三月十四日現在ニ於ケル申告數ハ一〇、三〇六名ニシテ内昭和二十年死歿者及死歿ノ確定ニ關シ疑義（主トシテ海没、玉碎）ヲ有スルモノヲ除キ今春合祀可能者トシテ同神社ニ通報シ得ルモノハ約一六、九二〇名ノ見込ナリ

ニ、今次戰爭ニ於ケル推定死歿者ヲ約六十萬（支那、滿洲事變ノ未合祀者ヲ含ム）トシ之カ合祀完了豫定ハ概ネ昭和二十五年四月ト豫想セラル

但シ昭和二十年九月三日以降ノ死歿者ニシテ有資格者ニ對シ靖國神社ニ合祀仰出サルル場合ニ於テハ更ニ若干延長ヲ豫知セラル

イ、今次戰爭ニ基因シ死歿セル者ニ對シ天皇 皇后兩陛下ヨリ下賜アラセラルル祭糝料ニ關シテハ各地方世話部ニ於テ有資格者ヲ調査シ之ヲ本省ニ報告セシム

ロ、右報告ニ基キ調査詮衡ノ上下賜方宮内省ニ手續ス

ハ、大臣拜受セハ各地方世話部長ヲシテ各遺族ニ之ヲ傳達セシメアリ

ニ、終戦ヨリ本年三月末日現在ニ於ケル報告數ハ約三萬五千名ニシテ皇室資産ノ凍結一部解除ニ伴ヒ拜受至當ノモノハ夫々傳達ヲ了セリ

【二三五】合祀資格審査上一応保留せられたい事項
（昭和21年8月1日）

合祀資格審査上一應保留せられたい事項

二一、八、一

一、戦死、病死を認定せるもの、

（ガ島、マリアナ、アッツ等の玉碎、海没、航空自爆等のやうなものは一應省いてゐるが）

二、戦死と断定せられて居るが戦局、戦況の實相上屍体の判別又は收集整理等が充分に實地困難と認められる部隊或は場所時期に屬するもの、（知得せる範圍）

三、遺族又は市（區）町村長等に於て公報を受理して居ない或は遺骨（之に代るもの含む）を受領して居ないと稱するもの、

四、死因が戦役（事變）勤務と關聯性疑はしく或は乏しいもの、特に單なる内地（特定地域の戦地適用期間のものを除く）勤務の死亡者、

五、死因が戦役（事變）勤務と關聯ありと一應認めらるゝが不適當の疑あるもの即ち恩典の發令又は全くないもの（共に主として古年次死亡）「或は死歿時に進級して居ないもの」

六、受傷後（發病後）三年以上を経過したもの、及在郷間三ヶ月以上経過再發したもの、

七、軍人軍屬の區分、軍人階級の不明のもの又は二等兵と記載あるもの、

八、氏名の判讀（淨寫）困難なもの、

九、死歿區分明瞭を缺くもの、

三、内地死歿にして受傷（發病）場所が内地又は明瞭を缺くもの

三、死歿歴日不明瞭、死歿場所明瞭を缺くもの但し、單に南方、中支等は差支なし

三、死亡時所屬部隊不明のもの、

但し、特賜、行賞發令のもの差支なし

三、外地出征の有無不明のもの、

但し、判定出来るもの差支なし

四、世話部長の責任印なきもの、

市（區）町村長の責任印洩は差支なし

五、軍屬に就て

一、戦地五ヶ月、事變地八ヶ月未滿、海上勤務四ヶ月未滿勤務の病死不慮死

- 2、外地（海上含む）六ヶ月未満の軍属船員の病死、不慮死
- 3、軍属船員にして外地（海上含む）六ヶ月未満の病死、不慮死
- 4、支那事變關係軍属たる船員にして外地（海上含む）四ヶ月未満勤務者
- 四ヶ月以上に亘るも内地に歸還し軍の療養機關を離れて後死せざるもの
- 5、陸密軍属
- 申告票中に採用（徴用）歴日不明の分あり、之等は實際陸密軍属でないものが多いが一應之を區分検討する必要上保留

【一三六】議會答弁資料（昭和二十一年九月七日）

議會答辯資料

昭和二十一年九月七日
第一復員局業務部

要旨

靖國神社は御存しの通本年二月より國家の手を離れて宗教法人として出發することとなり従前と性格は變化し祭儀は固より祭神の資格調査、神社の運営等は一切神社に於て行はれてゐる。只神社に於ては死亡して合祀されてゐない人々の人名其他の資料が無いので復員關係機關に於て判然たる分を通報して居る。註、靖國神社は現在文部省の所管であるから復員廳としては答辯の限らないか以下質疑に對する回答は參考の爲準備せるものである

1 合祀は相當に遅れて居るが何故か向後合祀する數は幾許の見込なりや。

今次戰爭（支那事變を含む）に於て死歿し未だ合祀せられて居ない者は約五十万と推定せられる之等の者の中には戦死と認定せられた後生還する者も相當多數あるのて（今後復員の進捗に伴ひ更に増加を豫想せられる）従前の如く個々の祭神名を速かに調査して合祀することは困難且つ相當の日子を要するので全部判明する迄は一應保留の議さへあつた次第である然し斯くては死歿者に對し又其御遺族に對し御氣毒に堪へないのて昨年十一月十九日臨時大招魂祭を舉行し昨年九月二日迄に戦死戦傷死又は戦地事變地等に於て戦役勤務中傷痍疾病等に起因し死歿した者て従前の合祀者と同等の資格者は悉く招魂せられ目下英靈は靖國神社招魂殿に鎮座せられてゐる之等の英靈の個々の人名は慎重に調査の上毎年の例大祭の都度逐次本殿に合祀する事になつてゐる次第であつて其第一回は今春の例大祭に合祀せられ其數は元陸軍關係一万六千八百六十一柱である

2 終戦後死歿した者ても今次戰爭に原因した者は合祀するか。死歿の原因が九月二日前の戰爭勤務に原因する者て發病後三年以内に死歿した者は従前の通に又終戦後外地で死歿した人々も其資格の有る者は特に合祀し從來の合祀者との均衡を失せざる様取計はれる筈である

3 戦死と同様に取扱ふを至當とする一般戦災者等の合祀は考へ

られないか。
一般戦災者は目下の處合祀せられぬ方針と聞いてゐる但し義勇戦隊として勤務中戦歿せる者の如きは合祀せられる筈である

4 今春合祀せられた祭神て一番死歿の新しい者は何時か。昭和十二年頃死歿した人て未だ合祀せられてゐない者があるのは何故か。

一番新しい人は昭和十九年十二月末日に死歿した人である。昭和十二年頃死歿して未だ合祀せられて居ない人があることは事實てまことに御氣毒に堪へず且相済まぬ次第であつて戰爭中より一日も速かに手續致度い所存てあつたが當時の状況上虜となつて生存の疑があり又生存確實なる情報もあつたのて生存の疑の有る者に對しては不本意乍ら死歿を確める迄保留して來た次第である之等の者は其死歿が確實となつた場合は合祀せらるゝ筈である

5 保留して居る數は如何、如何なる戦況下の死歿者か。本年六月十日頃迄に申告のあつた分（約十七万七千名）の中約五分は生死の確度に疑義を持ち神社に對する死歿通報は一應保留して居る之等は何れも離島（アッツ、サイパン等の如き）の玉碎或は航海中の海歿、航空機による自爆未歸還其他戦闘の實相上生死の調査困難と認められる場面の死歿者である

6 生存者を誤つて合祀せる事ありや其數及爾後の措置如何。斯の如き者のない様十分注意して手續していたか今日迄十二名の生還者があつた此等の人々に付ては神社に於て取消の措置を執られる筈である

7 今次戰爭に關し死歿せる者の本殿合祀完了目途如何。外地より引上完了後少くも二年を要するものと考へる

8 終戦後合祀を希望せぬ遺族ありや。今日迄希望せぬ遺族のありし事を聞いてゐないむしろ遺族は種々の方法に依り速かに合祀方を申出て居るとの事である。9 從來招魂式には多數の遺族が参列してゐたが現在には参列を希望しないか。

参拜の希望は熱烈である然し現下の國內事情や經費の點て遺憾下ら遺族の希望は充し得ない事情の様である之等の事は靖國神社の業務となつてをり復員廳としては干渉すべきことではないが各種恩典が停止せられた上に祭典に参列もさせ得ない事は止むを得ない次第とは言へ誠に申譯ない次第と考へてゐる靖國神社として此の點が大きい苦悶の一つである様に

聞いてある從來參拜遺族に對しては國民の赤誠による恤兵金より各人に對し十五圓宛補助金として交付してゐたのであるが今はこれも不可能である幸に同胞各位の御同情により合祀遺族に對し何分の御援助を賜らば幸甚の至りである

二 終戦後の業務處理の實績

1 終戦後本年三月十日迄に各地方から調査の上申告せる者は十一万七千三十二名であるこの中昭和十九年十二月末日迄に死歿した者の中から一万六千八百六十一柱を去る四月二十九日日本殿に合祀せられたのである其の他の者は残念乍ら生存の疑ある者が多數含んで居るので昭和二十年度の死歿者と共に一應保留し今後再調査の上活潑に通報する豫定である

2 目下靖國神社に死歿の判明した者は逐次通報してゐる之等の者の中から今秋合祀せられる数は元陸軍關係で五万數千名と聞いて居る

(以下質議問答)

1 合祀は相當に遅れて居るが何故か、向後合祀する数は幾許の見込みなりや。

今次戦争(支那事變を含む)に於て死歿し未だ合祀せられて居ない者で従前の祭神と概ね同様の範圍の死歿者は約五十萬と推定せられる。之等の者の中には戦死と認定せられた後生還する者も相當多數あるので(今後復員の進捗に伴ひ更に増加を豫想せられる)従前の如く個々の祭神名を速かに調査して合祀することは困難且つ相當の日子を要するので全部判明する迄は一應保留の議さへあつたが斯くては死歿者に對し又其御遺族に對し御氣毒に堪へないので勅許を得て昨年十一月十九日臨時大招魂祭を舉行し昨年九月二日迄に戦死、戦傷死し又は戦地、事變地等に於て戦役勤務に服務中傷痍疾病等に起因し死歿した者で従前の合祀者と同等の資格者は悉く招魂せられ目下英靈は靖國神社招魂殿に鎮座せられてゐる。之等の英靈の個々の人名は慎重に調査の上毎年の例大祭の都度逐次本殿に合祀することに關しても亦勅裁を仰いでゐる次第であつて其第一回は今春の例大祭に合祀せられたのである。其数は第一復員省關係一萬六千八百六十一柱である。

2 終戦後死歿した者でも今次戦争に原因した者は合祀するか死歿の原因が九月二日前の戦争勤務に原因する者で發病後

三年以内に死歿した者は従前の通に、又終戦後外地で死歿した人々も其資格の有る者は特に合祀し從來の合祀者との均衡を失せざる様に取計ひ度い意向である。

3 戦死と同様に取扱ふを至當とする一般戦災者等の合祀は考へられないか。

一般戦災者は目下の處合祀せられぬ方針である。但し義勇戦闘隊として勤務中戦歿せる者は合祀手續をする。公務に服務中の者で特に合祀を適當と認むる者は將來個々に調査詮議致し度い意向である。

4 神社は宗教法に依る法人であるのに有資格者の調査を未だ復員廳に於て行ふは何故か。何時頃神社に移管するか。

多數の死歿者の複雑なる調査は他の復員業務に併行して復員廳に於て行はねば實行困難で又客年十一月個々の祭神名は逐次調査の上合祀の手續をする旨勅裁を受けてあり、且軍としても戦争犠牲の最も大なる死者に對する道義上復員業務中の重要任務として負擔するが至當と考へ依然調査中である。但し調査の進捗に伴ひ適當の時期に神社或は遺族援護の業務として他の官廳に移す考へて研究中である。

5 今春合祀せられた祭神で一番死歿の新しい者は何時か昭和十二年頃死歿した人で未だ合祀せられていない者があるのは何故か。

一番新しい人は昭和十九年十二月末日迄に死歿した人である、昭和十二年頃死歿して未だ合祀せられて居ない人があることは事實でまことに、御氣毒に堪へず且相済まぬ次第であつて戦争中より之等の人々は一應壯烈なる忠死を遂げた方々と認め一日も速かに手續致度い所存であつたが、當時の状況上敵側にとりこ、となつて生存の疑があり、又生存確實なる情報もあつたので生存者を誤つて合祀しては不都合に付生存の疑の有る者に對しては不本意乍ら死歿を確める迄保留して居る次第である。

6 保留して居る数は如何。如何なる戦況下の死歿者か。

三月十日頃迄に申告のあつた分(約十一萬七千名)の中約二割五分は生死の確度に疑義を持ち一應保留して居る之等は何れも離島(アツツ、サイパン等の如き)の玉碎、航海中の海没、航空機による自爆及未歸還其他戦闘の實相上生死の調査困難と認められる場面の死歿者であつて一應保留せられてゐる次第である。

7 生存者を誤つて合祀したことがあるか。其の數及爾後の措置如何。

本人或は留守擔當者から未だ正式の申出が無いが只今迄に二人疑問のものが目下關係當局に連絡調査中である。従前斯の如き者の無い様十分注意して手續していたが計らずも今回二名の生存者を誤つて手續したことは遺憾で、恐らくに堪へぬ次第である。然し復員完了を俟たずして合祀業務を進捗せしむる現況に於ては今後も若干出るものと豫想せらる。此の場合には不都合乍ら神社に對し取消方を御願する所存である。

8 今次戦争に關し死歿せるもの合祀手續完了目途如何。

従前合祀せられた範圍に於ても順調の場合昭和二十五年四月と一應目途を定めて業務を進めて居る。然し終戦前に受傷又は罹病し未だ外地の衛生機關或は内地の國立病院等に收容せられて居るものが日々相當數死歿しているのので此等の内資格の有る者は洩れなく合祀手續をするのが英靈に應へ遺族を慰さめる所以だと考へられるのでこの場合は若干延長を豫知せられる。

9 終戦後合祀せられぬでもかまはぬ旨申告せる遺族があるか。一名も無い。遺族は種々の方法に依り速かに合祀方を申出て居る。

10 従来招魂式には多數の遺族が参列してゐたが現在は参列を希望しないか。

参拜の希望は熱烈である。然し現下の國情や經費の點で遺憾乍ら遺族の希望は充し得ない事情である。遺族の参列に關する事は既に靖國神社の業務となつてをり復員省としては干渉すべきことではないが各種恩典停止せられた上に祭典に参列もさせ得ない事は止むを得ない次第とは言へ誠に申譯ない次第と考へてゐる靖國神社としてもこの點が大きい、く悶の一つである様に聞いてゐる從來參拜遺族に對しては國民の赤誠による恤兵金より各人に對し十五圓宛補助金として交付してゐたのであるが今はこれも不可能に近い。幸に同胞各位の御同情に依り合祀遺族に對し何分の御援助を賜らば幸甚の至りである。

二 本年春の業務處理の實績

1 終戦後本年三月十日迄に各地方世話部から調査の上復員省に申告せる者は十一萬七千三十七名である。この中昭和十九年十二月末日迄に死歿した者の中から一萬六千八百六十一柱を去る四月二十九日合祀せられたのである。其他の者は寡に残念乍ら生存の疑ある者が多數含んで居るので昭和二十年度の死歿者と共に一應保留し今後再調査の上活潑に

手續を進むる豫定である

3 今秋の大祭に合祀資格者として靖國神社に通報し得るものは今春保留せられた者約十萬名及今後六月十日頃迄に各地より申告豫想數約二萬名の中の適格者であつて之に關して目下調査を進めてゐる

三 今後の企圖

復員關係機關、市（區）町村、遺族等に對し更に調査を進め尙所要に應じ聯合軍側にも依頼調査して成る可く早く洩れなく合祀せらるゝ様努力する又總て神社或は他の官廳に移してよい時期又は移管するを必要とする時期に至れば速かにその處置をとる考へである

【二三七】死歿者究明について、一局、二局申合事項（昭和21年9月15日）

死歿者究明について、一局、二局申合事項

二一、九、一五
於一局第二會議室

一、申合事項

1、復員機關が調査の爲遺族、市（區）町村に依頼することを廃止する。

2、復員局以下従前呼稱して居た合祀事務名義を止め生死不明者、死歿者究明一環作業とする。

④ 従つて留守業務局復員連絡局（支部）地方世話部は合祀事務には全く関係しない。又靖國神社未合祀者名簿等の名称は使用しない。單に死歿者名簿等とするが、この場合特種の記號を用ひる。
（例へば二局に於ては人事部から提出せしめる名簿に甲死歿者名簿と呼稱せしめる）

3、昭和二十年九月二日迄の死歿者は従来通神社に通報する。九月三日以降のものは資料は、本局で温存する。

4、神社に提供する資料は究明資料とする。
④ 通報の様式は現行通（府県別死歿者名簿）とする。
重複の調査は行はない。

5、神社をして各官廳^{〔※1〕}に調査方を依頼させる。
④ 神社の社則に『國家の大事に斃れたものを祭神とする』定めがある。従つて、神社は一定の範圍を示し、之に該當するものは、此の方法で、通報方依頼すべきである。
右通報に基いて、復員廳は人名を知らすと云ふ形式とする。

6、遺族よりの照會は神社をして回答せしめる。
④ 世話部へ問合せのあつたものは神社に廻送する。

7、復員廳に於ける調査は「資格調査」で無く「人名調査」である。
註 大招魂祭に資格あるものは全部祀つた。従つて現在人名のみ調査である。

8、死歿者（人名）の決定は本局で行ふ。
註 1、総務課長の意向、「資料を集めることは本局でやらねばならぬ」此方法は局内問題として速かに研究する。

2、此業務決定を本局で成すか、留守業務局に移管するかは、一復局内の問題だから、別に研究する。
（岡林事務官）

3、二復局は現行通り、局で決定する。
（二局文書課長）

9、申合事項の中必要の部分は世話部等に成るべく速かに口達する。

會同者

I局、業務部長、田中、岡林、小林、水上、石橋、松木各事務官
II局、文書課長、板垣、神田、荒木各事務官

〔※1〕 實際は必しも官廳のみと限らず民間にも依頼する要があるから依頼させる範圍は神社側に委せて當方として指導要求するのは陸海宛のみとしては如何。